

霊苑管理者よりお願い | 信貴霊苑

管理費は、霊苑の共有部分の施設維持や環境保全の費用に当てられています。管理費のご納付には、格別のご理解とご協力をお願い申し上げます。

管理費の具体的な使い道は…

水道施設の維持管理・補修、環境整備保全（植樹、緑化）、清掃（屑花・除草）道路整備、各施設の補足、人件費（主管者、保全要員）等々…。



墓石の建っていない方にもご協力頂きます…

管理費は、霊苑管理の共益費のようなものです。従って個々の建墓には関係なく、霊苑全体を等しくお守りするために必要な費用です。

永代使用料とは別です…

墓地永代使用料は、その墓地を使用していただく権利金で、管理費とは違うものです。

管理費は、諸般の事情により、値上げすることもあります…

諸物価の値上げにより、運営が出来なくなったときはやむを得ず、管理費の値上げをお願いする時もあります。管理費の用途を充分にご理解の上、ご協力の程お願いいたします。

もしも管理費が未収のため管理者不在になったら…

苑内は草ぼうぼう…墓石の建っていない墓地は屑花が捨てられ、各施設は破損のまま…。ご先祖の祀られる尊い場所が一番汚れたところになります。管理費のご納付には、何卒ご協力を賜りたく、重ねてお願い申し上げます。

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

各種お手続きについて

貴家の大切なお墓です。この様な手続きは早目にお申し出下さい。

使用許可書を失ったら…

再交付の手続きをして下さい。

申請用紙は事務局にありますので、一度、お問い合わせ下さい。

墓地を継承された時は…

墓地使用者が亡くなった場合、継承者は、原則として代々その墓地を祭祀してゆかれる方です。各家の事情により、継承については、問題のある家もあります。したがって、手続きも複雑になることもあります。又、当方への必要書類の提出は勿論、役所等で交付願わねばならない書類（謄本や居住証明等々）もあり、早く事務局と打合わせて下さい。

納骨される時は…

墓地埋葬法により規制されていますので、必要書類のご提出をしていただかねばなりません（火葬証明書又は埋葬許可書をご用意下さい）。

住所変更（表示変更）の届出もお忘れなく…

各連絡やご案内の折に、お互い困ります。必ずお届け下さい。用紙は事務局にありますので、正しくご記入の上、ご提出下さい。

各手続きについては、必要経費に充当する為、手数料を頂きます。

ご了承ください。

尚、使用許可書の再発行や各書類等は、元帳から訂正しなければなりません。郵便にてご返送の場合、若干時間がかかりますので、お許し下さい。

